

令和5年度

第1回草津市男女共同参画審議会 会議録（概要）

■日時：令和5年9月11日（月）10時00分～11時50分

■場所：キラリエ草津3階 303会議室

■出席委員

今里佳奈子委員（会長）、植村正雄委員（副会長）、朝比奈涼子委員、岩崎恵子委員、宇野彰一委員、奥村真美委員、窪田明裕委員、斎藤真緒委員、重原文江委員、嶋田範子委員、玉置泰弘委員、中睦委員、中島吉浩委員、松村裕美委員、山本寛委員

■欠席委員：なし

■事務局：山本総括副部長、松永所長、小西係長、寺岡主査

■傍聴者：0名

1. 開会

開会、会議の成立の報告、公開とすることの報告

【山本総括副部長挨拶】

おはようございます。

改めまして、本日は大変お忙しい中、草津市男女共同参画審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃から市政全般、とりわけ男女共同参画の推進にご支援とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、本市の男女共同参画の取り組みにつきましては、平成21年施行の「草津市男女共同参画推進条例」を軸に、令和3年4月に策定いたしました「第4次草津市男女共同参画推進計画」に基づき、各種施策や事業を実施しております。

令和3年5月にキラリエ草津に男女共同参画センターを開設し、市民活動団体の皆様の御協力もいただきながら様々な事業に取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、テレワーク導入率が上昇する等、社会全体の働き方の見直しが進む一方で、配偶者暴力や、女性の貧困等、男女共同参画の課題が浮き彫りになりました。

このような問題意識の高まり、人々の意識や社会の変化は、男女共同参画を強く推進できる機会でありますので、今年度の事業につきましても、そのことを念頭に置き、取り組んで

いきたいと考えております。

本日の審議会では、男女共同参画推進計画の進捗状況の御報告をさせていただきますので、委員の皆様への積極的な御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

今回、委員の交代がありました。草津市校長会の西村委員に代わりまして、奥村委員に就任いただきました。

2. 議事

【会長】

それでは、これより議題に入りますので、本日も皆様活発な御意見をよろしくお願いいたします。では、第4次草津市男女共同参画推進計画の進捗状況等について、資料1、資料2の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

第4次草津市男女共同参画推進計画の進捗状況等について
資料1 数値目標の進捗状況について、資料2 各施策の進捗状況について、
を用いて説明。

【会長】

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様、御質問、御意見はございませんか。

【委員】

資料1、項目3の研修について、男性の料理教室、メンタルヘルス講座、セミナーの開催は、平日に開催でしょうか。休日に開催でしょうか。

【事務局】

男性の料理教室は日曜日、メンタルヘルス講座は平日、フォーラムは土曜日に開催しました。

【委員】

メンタルヘルス講座について、働いている方は平日参加することは難しく、人数が集まらないのではないのでしょうか。休日に実施する方が良いかと思いました。

資料1、項目4について、ハラスメントに関する研修は、教職員間のハラスメント防止研修なのか、ハラスメント全般の基本的な知識を勉強する研修なののでしょうか。

【事務局】

各学校で主催する研修については、教職員間のハラスメント防止、子どもに対するハラスメント防止等、ハラスメント全体を捉えた研修と聞いております。また、市主催の研修については、上司から部下へのハラスメント防止、セクシャルハラスメント防止を重点的に研修しております。

【委員】

仕事柄、教職員からの相談が増えています。一般論の、単に講義を聞いているだけではなく、実際のハラスメントを想定したロールプレイング等により、身近に感じられるような研修として欲しいです。自分の職場では当たり前のことでも、実は間違っていると気付けるような内容としていただきたいです。

【事務局】

こちらの研修については、担当課である学校教育課に伝えさせていただきます。
教職員からの相談とは、上司や同僚である教職員からのハラスメントが多いのでしょうか。

【委員】

その通りです。

【委員】

男性の家事・育児・介護等への参画促進研修等について、提案・お願いですが、家事・育児に偏っていると感じます。

草津市では今年度、介護殺人が起きました。介護の分野が遅れていることが原因であり、地域で孤立しやすい特に高齢男性が、地域に参加できるような場所づくりが、草津市では重要な課題ではないかと思えます。

大津市では、「認知症の人と家族の会」と手を組み、男性介護者の集いをしており、行政が音頭をとって進めていくことが重要と思えます。

【事務局】

介護については、男女共同参画・女性活躍推進フォーラムの中で、家事・育児だけでなく、介護で役立つ取り組みのアイデアを募集し、啓発を行いました。介護を一人で抱え込まず、公的な制度を活用しながら、無理をせず続けていただく取り組みを続けていかなければいけないと思えます。

長寿いきがい課でも介護教室を実施していますが、受講生はたいへん多いと聞いており、

ご提案いただいた内容も共有しながらより良い介護に向けてご意見を伝えさせていただきます。

【委員】

資料2、項目1について、Instagramで、#草津 男女共同参画 と検索しても、草津市男女共同参画センターが出てきません。広報や草津市ホームページでしか啓発を出来ないのでしょうか。

【事務局】

現在は、男女共同参画センター独自で発信することができません。そして、草津市では、Facebook、X(旧Twitter)、Lineを導入しておりますが、Instagramは導入しておりません。

【委員】

Instagramのハッシュタグで検索し、情報収集をしている若い人も多く、また広報や草津市ホームページを見ない人もいるので、Instagramをぜひ導入してほしいと思います。

【事務局】

現在のSNSでの発信は続けていきたいと思われ、ご意見も、広報課へ伝えさせていただきます。

【会長】

他市における広報戦略のアンケート調査では、年齢が上がると広報や紙媒体で情報収集をするが、若い人はInstagram、Line等のSNS中心であることが分かっています。若い人向けの情報発信も重要と思われ。

【委員】

資料2、施策番号26について、昨日草津市議会議員選挙あり、女性が9人立候補し、女性議員が5人に増えました。

女性が政策決定の場に出ないと、女性の視点を取り入れた政策が進んでいきません。様々な人が議会へ出て、議会が成り立つと良いと思われ。草津市男女共同参画推進条例にも、「男女が性別に関わりなく、対等に市の施策または事業者もしくは各種の団体における方針の立案および決定に際して、共同して参画する機会が確保されること」とあります。今後市として、講座や勉強会等、続けていただきたいと思われ。

【事務局】

昨年度は市民団体が実施いただいている講座に共催させていただきました。啓発等、今後

も続けていきたいと思っております。

【会長】

政策決定の場等に出る女性が増えることで、今まで問題として取り上げられなかったことが問題として出てくるので、大事だと思います。

【委員】

小さい頃から、性暴力とは何かということを教え、子ども自身が理解していないと、性暴力を受けても性暴力を受けているということに気付かない。実際に、学校ではどの程度性教育がされているのでしょうか。

【事務局】

昨年度も性教育についてはご意見をいただきました。

実態把握のため、草津市の保育所やこども園にアンケート調査を実施したところ、幼児課で雇用する看護師が、性教育の依頼があった園に出向き、性教育を実施しているところもあります。また、園で雇用する看護師が、性教育を行っているところや、PTAの保護者に向けた研修を実施しているところもございます。園により偏りがございますので、市で雇用する看護師を中心にさらに普及していきたいと考えています

また、中学校については、男女共同参画センターに性教育の講師派遣の依頼があるほか各学校の独自で講師を呼び、性教育を実施していることも多くあると聞いています。

小学校については、聞き取りが出来ていませんが、校長会で性教育に関する講師派遣事業のチラシを配布いたしました。今後は実務に携わる先生にも届くように、学校や会議等でも説明に伺いたいと考えております。

【委員】

教職員も、出来るだけ早い段階で、学校教育の中に性教育を入れていくということが大切だと分かっています。しかし、1年間の中で、1、2時間の性教育の時間を設けたとしても、家庭の協力がないと日常生活に根付かせることが難しく、踏み込めていないところが現状です。

中学校については、中学校2年生に、保健体育課の授業で教科書を使って学習します。1年生、3年生は、命の大切さ、性行為について等の教育時間を設けています。しかし、今の世の中、子供たちが先行して、間違った情報を持っていることもあり、その情報と授業で習う情報のギャップをどう理解してもらうかが課題です。また、先程の小学校の状況と同じで、家庭の協力なくては日常生活に根付かせることが難しい状況です。

【会長】

現状を踏まえ、啓発を進めていただきたいと思います。

【委員】

資料1、項目7について、滋賀県女性活躍推進企業に認定されている市内事業者数は令和元年度18社ですが、その後減っています。企業はPRとして認定を受けるが、数が減っているということは、認定されてもメリットがないという気がします。

認定されていることを入札の条件にし、幾つかの案件に関してはこれを取ってないと入札に参加できないようにすると、飛躍的に数は上がっていくのではないのでしょうか。今の入札の仕組み等変えることは難しいかもしれませんが、認定事業者数を増やしていくにはそのような努力が必要なのかと思います。

【事務局】

滋賀県は、滋賀県女性活躍推進企業の認定について、入札参加資格審査の際ポイント加算しています。草津市は、滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定についてのみ、入札参加資格審査の際ポイント加算しています。

入札のポイントについては、事業者にも影響することなので、契約検査課に提案していきながら、事務局側でも周知に取り組みたいと思っております。

【委員】

商工会議所でも周知等あれば、協力をさせていただきたいと思っております。

【会長】

大学生、特に女性ですが、就職活動の際、働き続けることができる企業かどうかを見ながら企業を選んでいきます。企業にとっても、企業で働く人にとってもメリットがある制度であると思います。

他にご質問等がなければ次にうつります。資料3-1、資料3-2、資料4の説明をお願いします。

【事務局】

第4次草津市男女共同参画推進計画の進捗状況等について

資料3-1 女性委員の参画状況について、資料3-2 女性委員参画促進のための課題と今後の取り組みについて、資料4 草津市特定事業主行動計画の進捗状況について、を用いて説明。

【委員】

資料4 育児休業を取得する男性職員の割合について、男性はどのくらいの期間、育児休業をとっているのでしょうか。配偶者出産休暇、育児参加のための休暇は、育児休業とどのような違いがあるのでしょうか。

【事務局】

配偶者出産休暇は、妻の出産に伴い、3日の範囲内で取得できます。

育児参加のための休暇は、妻の出産により、出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、5日の範囲内で取得できます。

育児休業は、子を養育するため、3歳に達する日まで取得できるものです。

男性職員の育児休業期間は、今資料がなく、はっきりと申し上げることが出来ませんが、数ヶ月や1年くらい取得していると思います。

【委員】

妻が働きに出る代わりに、夫が育児休業を取るのでしょうか。

【事務局】

妻が働いているか働いていないに関わらず、育児休業を取得することができます。

令和5年度については、妻が働くに伴い、夫が育児休暇を取る職員も数人居ると聞いています。

【会長】

育児休業を取得する男性職員の割合35%の実数を教えてください。

【事務局】

7人です。

国が定めている出し方ですが、令和4年度に子どもが生まれた男性職員20人を分母、令和4年度に育児休業を取得した男性職員7人を分子にしています。

【委員】

1日や1週間の育児休業取得だったとしても、その回数に入ってしまうデータの取り方はどうなのでしょう。

また、審議会等における女性委員の参画状況に関して、固定的に男性や女性に偏っている審議会があります。それらの審議会すべてを合計し、参画率を出すというデータの取り方は正しいのでしょうか。

女性比率が60%、70%以上の審議会の場合は、女性委員を減らし、男性を増やす取組みをしているのでしょうか。もう少し細かい分析をし、動きを知りたいです。

【事務局】

育児休業については、本人や配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対して、育児休業制度等に関することを伝え、休業の取得意向の確認をしております。

審議会等における女性委員の参画状況に関しては、審議会ごとに男女ともに40%から60%の比率を目指すよう周知しておりますので、女性比率が60%を超える審議会についても、担当課とともに、男性委員を増やすよう改善策を考えております。

資料3-2、図2女性委員参画率別審議会の構成割合ではパーセントのみの記載で、数を示していないので、資料の工夫について検討していきたいと思えます。

【委員】

例えば、資料3-2、79番、草津市教育支援委員会については、女性参画率が73.3%です。70%くらいであれば良い等、あるのでしょうか。

【事務局】

男女ともに40%から60%の比率を目指すよう周知しており、児童生徒支援課とは、共通意識を持って取り組んでおります。

【委員】

選挙管理委員会の女性委員が0人です。

何度も選挙管理委員会へ伝える等していますが、もっと働きかける方法がないのかと思えます。

【事務局】

他市に聞き取りや、総務課等と協議をしております。

次の改選につきましては、控えている4人が男性であり、女性委員の選出が難しいですが、その次の4人の選出が今後あると聞いているので、女性委員を推薦していただけるよう、働きかけていきたいと思っています。

【委員】

資料4について、男性の育児休業を取得する男性職員の割合について、令和7年度の成果目標30%ですが、令和4年度実績35%と超えており、目標設定をどのように考えてられるのでしょうか。

育児休業を取得する期間について、例えば育児休業を取得する期間が半年以上の職員

割合を30%とする等、独自の目標があってもいいのではないのでしょうか。

採用後15年以内の女性職員の離職割合が、少しずつ増えていることについて、離職理由の分析が必要でないかと思います。介護離職なのか、メンタルヘルス事由か、職場環境を凶る指標になってきます。育児や介護等との両立支援の施策を使っている人だけでなく、そこにアクセス出来ず離職する人の実態を合わせて分析し、情報が共有されると良いと思います。

【事務局】

特定事業主行動計画については5年間の計画となっており、目標設定の変更等の考え方については、職員課に確認させていただきます。

離職理由については、退職者に聞き、把握はしております。令和4年度については、幼児教育職の離職が多く、子育てと仕事の両立を離職理由としている人も数人います。

勤務時間の制約があり、多様な働き方が出来るよう制度を整えていく必要があると職員課から聞いております。

【会長】

介護離職は入っていますか。

【事務局】

採用後15年以内の女性職員では、令和4年度については、無いと聞いております。

【委員】

介護離職は、職員の年齢層がもう少し上になると思います。

【会長】

採用15年で離職されることは、市にとって損失ですので、離職率を減らしていただきたいです。

【委員】

上司のあり方によって、休暇の取り易さが変わってくると思います。組織全体で子育てがいかに大事なのか伝える取り組みがあるのか教えて欲しいです。

【事務局】

休暇の取得のしやすさについては、「休暇を取得しやすい、普通、取得しにくい」といった項目がある自己申告書を毎年職員が職員課に提出します。今資料がないのではっきりと申し上げることが出来ませんが、取得しにくいという意見はなかったと思いますが、休暇

を取得しにくい雰囲気があるのかどうか、事あるごとに確認したいと思います。

【会長】

幼児教育職の離職が多いという話がありましたが、休暇の取得のしやすさも一因かと思いました。

【委員】

一般企業であれば、フレックスタイム、時間短縮勤務等、色んな制度があります。草津市においてもそれらの制度はあるのでしょうか。

【事務局】

フレックス制度、インターバル制度は、現在検討中ではありますが、時間短縮勤務があり、年休は半日単位、時間単位で取得できます。

【委員】

それらを導入することで働きやすくなり、離職率が減るのではないかと思います。

【委員】

管理的地位にある職員に占める女性の割合について、30%程度が続いています。

管理的地位に就くことを希望しない女性が多いことや、若い人が出世に対して興味を持たないことがあると思います。それに対して、どのようなサポートや取り組みがあるのでしょうか。

【事務局】

男女問わず、出世に興味がない若い職員が多いように感じます。草津市は、昇格試験はなく、上司の評価で昇格している現状です。

サポートや取り組みについては、草津市独自で、頻繁ではないですが、ワーキングの場を設けることもあります。また、滋賀県市町職員研修センターで女性を対象にした管理職に向けての研修があり、参加していただくように、促しています。

【委員】

以前から、市町村でも企業でも管理職を希望する女性が減っています。土日も休まずに働くような管理職の働き方を見て、そこに入るのを嫌がることは当然です。

女性の働き方だけを考えていくのではなく、男性の働き方を見直し、変えていかないといけません。同時進行で、進めていく必要があると思います。

【会長】

女性の働き方改革のためには、男性の働き方改革がまずは必要ということですね。

【事務局】

男女問わず、働き方については、以前に比べ変化しています。草津市においても、デジタル等を活用しながら、効率化に関する取り組みを進めております。

【委員】

先程の話でありました選挙管理委員会の委員になるためには、資格が必要なのでしょうか。

【事務局】

地方自治法により、議会の選挙（推薦）を経て委員になることが決められています。草津市では、現在、市議会議員が地域と調整し、地域から推薦として候補者があがってきます。

【委員】

人格が高潔で、政治及び選挙に関して公正な識見を有するものと定められています。

【委員】

議員に任せると、恣意的なものが働くのではないのでしょうか。

【事務局】

議会において選挙することが法で決められています。

選挙管理委員は、地域から出ている選挙投票所の立会人の調整役をします。そのため、草津市では選挙管理委員について、地域から出してもらっております。

【委員】

4名選ぶということですが、4名の議員が個々に選ぶのでしょうか。

【事務局】

議会で、8名選びます。8名のうち4名が選挙管理委員です。そして、候補者として4名控えております。交代がなければ、候補者が次の選挙管理委員となります。

【委員】

先程、候補者4名が男性と話がありました。その次の候補者がこれから選ばれるので、女性の可能性があるということでしょうか。

【事務局】

おっしゃるとおりです。女性委員を推薦してもらえるように働きかけていきたいと思っています。

【委員】

私が住んでいるところは町内会に入っていないです。その場合は、選挙管理委員会の委員になる権利がないと思うのですが、そのような地域はあるのでしょうか。

【事務局】

町内会に入っていない地域はあります。また、まちづくり協議会は、町内会とは別組織であるので、町内会に入っていないからといって選挙管理委員になれないということはありません。

【委員】

制度を変えるには、多くの市民が声を上げ、議会へ働きかけるしかないと思います。

【委員】

今日の話で、学校での教育が大事だと多くの意見が出ました。男女共同参画センター、学校教育課、学校が密に関係性を持って、取り組みを進めていくことが大切だと思いますが、そのようなやりとりは難しいのでしょうか。

【事務局】

男女共同参画推進計画をつくり、その進捗状況を報告いただくだけでは、目標や取り組みが浸透していきません。昨年度も性教育やハラスメントに関する研修について、多くの意見をいただいております。学校教育課等に足を運び、一緒に考える形をとっております。関係課と話し連携することで、目標や取り組みの浸透に繋げていきたいと思っています。

【会長】

委員の皆様、たくさんの御意見ありがとうございました。意見を審議会だけで留めるのではなく、計画がより進むよう、現場にフィードバック出来れば良いと思います。それでは、本日の議題については以上でございますので、事務局にお返しします。

【事務局】

本日はたくさんのご意見賜りまして、ありがとうございました。

今年度の審議会の開催予定でございますが、来年2月から3月頃に第2回を開催させて

いただきたいと考えております。詳細については、また時期が近づいてきたら御連絡させていただきます。また、第4次草津市男女共同参画推進計画の中間見直しがあり、来年度は市民意識調査の実施を予定しております。それについても議題としたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は長時間にわたり御審議賜りありがとうございました。これにて審議会は終了させていただきます。ありがとうございました。